

家電製品アドバイザー、同エンジニア及びスマートマスター資格はいずれも5年間の有効期限が定められており、その期日までに所定の資格更新手続きを完了しない場合、当該期日をもって資格を失効するルールとなっています。

残念ながら、貴台が保有されていた資格は、すでに失効状態となっております。

ただし、やむを得ない事由により所定の手続きを履行できなかった場合、「特例」として、改めて資格更新を申請する権利が認められる場合があります。(申請受付期間は、原則として資格失効日から「1年以内」です)

「特例」の適用を受けようとする場合は、下記「資格更新手続特例申請書」に必要事項を記入し、**ご捺印の上**、家電製品協会認定センター宛にファックスでお送りください。(確認のためファックス送信後に電話でご一報ください)

貴台の申請が受理された場合は、更新手続方法のご案内をお送り致します。

西暦 年 月 日

一般財団法人家電製品協会  
認定センター長殿

### 資格更新手続特例申請書

フリガナ											勤務先名					
申請者氏名	(印)										勤務先 TEL					
生年月日	西暦	年	月	日												
特例申請 対象の資格	資格	区分										a.AV 情報家電				
												b.生活家電				
												c.総合				
											該当する「資格」「区分」に ○印を付してください					
	AV 情報家電 登録番号											有効期限	西暦	年	月	日
	生活家電 登録番号											有効期限	西暦	年	月	日
	スマートマ スター登録番号											有効期限	西暦	年	月	日
特例事由 (有効期限内に更 新できなかった理由)	(下欄の例示をご参考に具体的にお書きください)															
住 所	現 (変更後)	〒										-				
	旧 (変更前)	〒										-				
事務局記入欄																

注1) 上記申請内容が事実と異なることが判明した場合、資格の効力を停止または登録を取り消すことがあります。

\* 特例事由が「住所変更手続の失念(下欄参照)」の場合、上表の住所変更の推移(現・旧)をご記入ください。  
 \* 本申請書提出と同時に、ご自身でマイページにて必ず住所変更を行ってください。(本申請書では住所変更できません)  
 マイページでの住所変更手続がなされないうちは、本申請は受理できませんので予めご了解ください。

一般財団法人家電製品協会 認定センター  
〒100-8939 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号  
霞が関東急ビル5階  
電話 : 03 (6741) 5609  
FAX : 03 (3595) 0766



#### 特例事由記入例

- 病気療養のため長期に入院しており、講習受講はもとより、所定の手続きを実施できる状況ではなかった。
- 長期に亘り、海外勤務状態であったために、講習受講はもとより、所定の手続きを実施できる状況ではなかった。
- 住所変更手続を失念していたために、資格更新手続に関する案内が届かず期限内に申請できなかった。